SMA Solar Technology AG | Sonnenallee 1 | 34266 Niestetal | Germany
Phone: +49 561 9522-0 | Fax: +49 561 9522-100 | Internet: www.SMA.de | E-Mail: info@SMA.de
Amtsgericht Kassel (District court) Kassel HRB (registration number) 3972
Vorsitzender des Aufsichtsrats (Chairman of the Supervisory Board): Dr. Erik Ehrentraut
Managing Board: Roland Grebe, Martin Kinne, Dr.-Ing. Jürgen Reinert, Pierre-Pascal Urbon

SMA工場出荷保証

本保証は以下の製品のみに適用されます。対象製品: Sunny Central、Sunny String-Monitor SSM (SSM、SSM16-11、SSM24-11、SSM8-21、SSM16-21、SSM24-21)、Communit-10、Power Plant Controller、Transformer Compact Station for Japan (TCS-JP)、Medium Voltage Power Station for Japan (MVPS-JP)。

デバイスのエンドユーザが消費者である場合、売手の法定保証は本保証により制約されることなく、全面的に適用されます。

SMAは上記の製品に材料または製造上の欠陥がないことを保証します。本保証は(試運転報告書に記載された)試運転の日付から5年間にわたり有効です。但し、遅くとも工場出荷から90日後(または別途協議の上、定めた日時)、あるいは顧客が受領義務の履行を怠る場合は発送準備完了の通知から90日後(または別途協議の上、定めた日時)、本保証は発効するものとします。本保証には、可用性の保証は含まれません。

保証約款

取り決められたSMAの初期保証期間中にデバイスに材料または加工上の欠陥が見つかった場合、SMAはデバイスまたは欠陥部品の修理と交換のいずれかを自由裁量により選び、実施します。SMAは完全な機能回復に必要とされる一切の材料費と労賃を負担します。これに関連して、SMAは工場再生された良品を交換に使う権利を有します。修理が困難または不合理な場合を除き、原則現地 で作業を行います。 SMAに下記費用が生じる措置を「不合理」とみなします。

- 費用が製品の購入価格または欠陥がない状態の価値を上回る場合
- 欠陥の度合いに相当しない費用が発生する場合
- 発電に影響しない代替措置が存在し、その代替措置と比較して不合理な費用である場合

修理と交換のいずれの目的で欠陥部品を返却するかは、SMAの自由裁量に基づくものとします。作業にSMAの専門知識を必要とする場合に限り、SMAが部品の取り外しおよび取り付け義務を負います。それ以外の場合は、修理部品または交換部品が顧客に引き渡された時点をもって、欠陥に関するSMAの義務は終了します。

日本国内で使用の製品に限り、メーカー保証に輸送費とSMA 保守サービス要員 による現場修理に伴う旅費と宿泊費が含まれます。 関税、税、その他輸入費は本保証外となります。

設置場所が日本以外の国にある場合は、別途の保証約款が適用されます。 設置場所が日本以外の国にある場合は、輸入費、輸送費および保守サービス要員の旅費および宿泊費は含まれません。

通常使用により摩耗した消耗品や部品(ヒューズ、フィルタ、過電圧保護装置など)は、本保証の適用対象外です。

工場出荷保証の適用範囲

無料で保証サービスを受けるための前提条件:

- 欠陥が発覚した際に顧客は直ちにSMAサービスラインに通知し、瑕疵の内容を記載した説明を添えて送ること
- メーカーの技術資料やマニュアルに記載された方法と間隔でメンテナンス作業が実施および記録されていること
- デバイスの銘板が完全に判読可能であること
- SMAまたはSMAのサービスパートナーと措置について事前に相談すること

SMAが公正な裁量に基づいて必要と見なす、すべての修理または交換品納入を履行するために、顧客は必要とされる時間と作業機会をSMAに与える義務があります。すべての欠陥部品はSMAの所有に帰します。

以下のいずれかの理由によって生じた損害には、工場出荷保証は適用されません。

- 輸送中の損害
- 顧客または第三者による不適切な設置または始動
- 顧客または第三者による改造、変更または修理の試み
- 取扱説明書に従わないこと、保守規則や保守間隔を守らないこと
- 不適切な使用または誤った作動
- デバイスの換気不足
- 事故、外的な影響
- 不可抗力(雷、過電圧、暴風、火災など)

発電に影響を与えない外観上の欠陥や摩耗痕は、いずれも保証の対象となりません。

本保証に基づいて顧客が不要または不当な保守サービス業務を要求する場合、SMAはその結果生じる費用を顧客に請求する権利をもちます。保守サービス要員が即刻、欠陥デバイスの設置場所に立ち入り、作業できるようにする配慮を顧客が怠る場合、保守サービス要員の待機時間にも同じことが適用されます。

デバイスの欠陥から発生する直接ないし間接損害の賠償請求、取り外し・取り付けから発生する費用の補償または利益損失の補償をはじめとする、保証約款に記載された権利の範囲を超える請求には、メーカー保証は適用されません。但し、SMAの強制的な賠償責任が法律より定められている場合は、この限りではありません。保証範囲以外の請求については、お客様がデバイスを購入された販売会社にご連絡ください。製造物責任法に基づく一切の請求は、これに抵触されません。

詳細は、www.SMA-Solar.comの「サービス」の項目をご覧ください。